保護フィルム専用貼付け機 無償レンタルに関する承諾書

<u>JPテック株式会社</u>(以下「甲」という)と、_____(以下「乙」という)とは、 下記の内容に基づき合意した。

- ・対象物件名:保護フィルム専用貼付け機 無償レンタル
- •対象装置:
- ・無償レンタル期間: 年 月 日 ~ 年 月 日(原則1ヶ月以内)
- •設置場所 住所:

電話番号: 担当者名:

第1条(基本的合意)

取引は、相互利益の尊重理念に基づき、かつ、健全な友好関係を築くべく、信義誠実の原則に従って行うものとする。

第2条(目的)

上記対象物件を甲が乙に無償レンタルするにあたり、甲が所有する上記対象物件の技術及び開発した機械 並びにシステムに付いて、甲は乙に対し技術開示し、乙は、本覚書を遵守のうえ、装置を使用する。

第3条 (レンタル期間・設置場所と装置返却)

無償レンタル期間は、上記記載の無償レンタル期間とし、上記設置場所以外での使用を禁ずる。また、同様に、他社への又貸しも禁ずる。レンタル期間満了後 3 日以内に、装置を初回納品時の荷姿で梱包し、甲あてに返却を行う。返送時の運送費用は、乙の支払いとする。

第4条(秘密保持)

- ①甲・乙は本契約及びこれらに付随する内容並びに甲・乙の技術に関して秘密に属する事項を、第三者に 開示又は漏洩してはならない。
- ②甲又は乙は、相手方から提供された本件秘密事項に関する書類、図面、見本、その他一切の資料を責任持って保管管理し、資料の複写等を作成する際には事前許可を要するものとする。

第5条(損害賠償)

甲・乙は、本覚書に違反したことによっていずれかが損害を被った時は、損害賠償を含む解決策を関係者が 誠意をもって協議するものとする。

第6条 (装置の紛失・破損)

乙が、装置および付帯品を紛失・破損させた場合は、乙は甲へ速やかに連絡を行うとともに、甲乙が双方で協議のうえ、対処方法を検討する。

第7条 (その他)

本覚書に定めのない事項又は、本覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙信義誠意の原則に則りそのつど別途協議して解決する。

以上、本覚書締結の証として本覚書2通を作成し、甲・乙の各々がそれぞれ記名捺印の上、 各自1通を保持する。

年 月 日 甲: JPテック株式会社

代表取締役社長 石井敏博 印